

新潟市令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

新潟市では、令和6年能登半島地震で被災された新潟市にお住まいの方々を支援するため、義援金を受け付けます。

1. 義援金名

新潟市令和6年能登半島地震災害義援金

2. 受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年3月29日(金)まで

3. 金融機関での振込み

お近くの金融機関から、下記口座にお振込みください。

【第四北越銀行】 ダイシホクエツギンコウ

- ・新潟市役所出張所 (ニイガタシヤクシヨシユツチヨウジヨ)
- ・科目：普通
- ・口座番号：5013134
- ・口座名義：新潟市災害対策本部
- ・口座名義カナ：ニイガタシサイガイタイサクホンブ

【ゆうちょ銀行】

- ・口座記号番号：00140-5-588954
- ・口座名義：新潟市災害対策本部
- ・口座名義カナ：ニイガタシサイガイタイサクホンブ

※振込手数料について

- ・第四北越銀行の本支店間における窓口での振込手数料は無料です。
- ・全国のゆうちょ銀行本支店及び郵便局の窓口での振込手数料は無料です。
- ＊いずれの場合も、ATM及びインターネットバンキング等からの振込みについては手数料がかかります。
- ＊その他の銀行等については手数料がかかることがあります。

4. 受付窓口(現金受付)

新潟市役所会計課(市役所本館地下1階)、各区役所総務課または地域総務課へご持参ください。

- ・受付時間 平日 午前9時から午後5時

5. 義援金の税法上の取扱い

義援金は、市が発行する領収証書または金融機関等で発行される半券等（受領書）をもって寄附金控除及び損金算入できます。（詳細については、[国税庁ホームページの義援金に関する税務上の取扱いFAQ（外部サイト）](#)でご確認ください。）

6. 義援金受領書の発行

ATMまたはインターネットバンキングを利用された場合等、義援金受領書の発行を希望される方は、以下のいずれかの方法でご連絡ください。

なお、発行までにはお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

① 新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）でご連絡いただく場合

[新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）（外部サイト）](#)の「義援金受領書発行依頼書」画面に必要事項を入力してご連絡ください。

※新潟市オンライン申請システムの画面が開きます。

② 「義援金受領書発行依頼書」でご連絡いただく場合

「義援金受領書発行依頼書」に必要事項を記入のうえ、FAX（025-223-1551）または電子メール（kaikei@city.niigata.lg.jp）にて会計課までお送りください。

7. お問い合わせ

新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市会計課 義援金担当 電話：025-226-1904 FAX：025-223-1551

新潟市各区役所受付窓口			電話番号
北区役所	地域総務課	2階	025-387-1105
東区役所	総務課	1階	025-250-2710
中央区役所	総務課	5階	025-223-7064
江南区役所	地域総務課	2階	025-382-4519
秋葉区役所	地域総務課	3階	0250-25-5480
南区役所	地域総務課	3階	025-372-6421
西区役所	総務課	4階	025-264-7112
西蒲区役所	地域総務課	2階	0256-72-8129